

自 技 第 3 5 号
平成 9 年 3 月 28 日
改正 国 自 審 第 9 3 3 号
国 自 技 第 1 2 3 号
平成 13 年 11 月 26 日
" 国 自 技 第 4 号
平成 15 年 5 月 15 日
" 国 自 整 第 2 0 4 号
平成 25 年 11 月 5 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長

大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）

今般、道路運送車両法施行規則及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 8 年運輸省令第 5 6 号。以下「改正省令」という。）が平成 8 年 1 0 月 3 1 日に公布されたことにより、道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）第 2 条の規定に基づく同令別表第一大型特殊自動車の項及び小型特殊自動車の項において、農耕作業の用に供する特殊自動車（「農耕トラクタ」、「農業用薬剤散布車」、「刈取脱穀作業車」又は「田植機」をいう。）とその他の特殊自動車が区別されるとともに、同項に掲げられる自動車の構造が整理された。

改正省令の公布に伴い、大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について、道路運送車両法施行規則第 2 条の規定に基づく同令別表第一大型特殊自動車の項に掲げる自動車ごとに、記 1 から記 2 6 までのとおり定めたから、平成 9 年 4 月 1 日以降に新規検査、予備検査、構造等変更検査又は型式認定の申請があった自動車に対しては、これにより適切に種別の判断を行われない。

また、本通達の制定に伴い、「大型特殊自動車及び小型特殊自動車の指定について」（昭和 5 6 年 4 月 1 3 日自車第 1 8 6 号）及び「農耕作業用の特殊けん引車について」（昭和 3 4 年 1 2 月 1 日自車第 9 0 9 号）を廃止する。

記

1 ショベル・ローダ

土砂等の掘削、積込み等の作業を行うことを主たる目的として製作された自動車であって、土砂等の掘削、積込み等の作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - ① カタピラを有するもの。
 - ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 運転者席の向きが作業時において後方へ旋回できる構造のもの。
 - ⑥ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ⑦ かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの。
 - ⑧ 車軸がセンターピボット方式のもの。
- (2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 土砂等の掘削、積込み等の作業を行うことができる装置を車体に固定したリフトアームの先に備えていること。
- (4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、作業装置を上下又は前後に作動させることができる構造であること。

2 タイヤ・ローラ

路面等の締め固め作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、路面等の締め固め作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - ① 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ② 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ③ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ⑤ 車軸がヨーク回転方式のもの。
 - ⑥ 車軸が脚柱回転方式のもの。
- (2) 前後輪に多数の建設車両用若しくは産業車両用又はこれらに準ずる平滑タイヤを有していること。
- (3) 回転するタイヤにより路面等の圧縮及び締め固め作業を行うことができるものであること。

3 ロード・ローラ

路面等の締め固め作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、路面等の

締め固め作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

(1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。

- ① カタピラを有するもの。
- ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
- ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
- ④ 後輪により操向できる構造のもの。
- ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
- ⑥ 車軸がヨーク回転方式のもの。
- ⑦ 車軸が脚柱回転方式のもの。

(2) 回転する鉄製等の車輪等を有し、当該車輪等により路面等の圧縮及び締め固め作業を行うことができるものであること。

4 グレーダ

路面等の切削、排土、整地、除雪等の作業を行うことを目的として製作された自動車であって、路面等の切削、排土、整地、除雪等の作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

(1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。

- ① カタピラを有するもの。
- ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
- ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
- ④ 後輪により操向できる構造のもの。
- ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
- ⑥ 車軸がリーニング機構方式のもの。
- ⑦ 車軸がセンターピボット方式のもの。

(2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。

(3) 路面等の切削をするための装置、路面等の土砂等のかくはん若しくは排土をするための装置又は除雪をするための装置等を、前車軸と後車軸との間に車体に固定して備えていること。

(4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、路面等の切削、路面等の土砂等のかくはん若しくは排土又は除雪等の作業を行うことができる構造であること。

5 ロード・スタビライザ

路面等の改良作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、路面等を改良するための路面等の土砂等のかくはん又は路面等の切削作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

(1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。

- ① カタピラを有するもの。
- ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。

- ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ⑥ 車軸がリーニング機構方式のもの。
 - ⑦ 車軸がセンターピボット方式のもの。
- (2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 路面等の土砂等のかくはんするための装置又は路面等を切削することができる装置を車体に固定して備えていること。
- (4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、路面等の土砂等のかくはん又は路面等の切削作業を行うことができる構造であること。

6 スクレーパ

掘削、抱土、敷きならし等の作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、掘削、抱土、敷きならし等の作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
- ① カタピラを有するもの。
 - ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
- (2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれら準ずるものであること。
- (3) 車体中央部に路面等を切削する装置、土砂等を保持して運搬するための装置及び路面等に土砂等を敷きならすための装置を車体に固定して備えていること。
- (4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、掘削、土砂等を保持しての運搬及び路面等への土砂等の敷きならし作業を行うことができる構造であること。

7 ロータリ除雪自動車

雪のかき込み、投雪等の除雪作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、雪のかき込み、投雪等の除雪作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
- ① カタピラを有するもの。
 - ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ⑥ かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの。

- (2) 車体前方にロータリ式雪かき込み装置及び投雪又は融雪装置を車体に固定して備えていること。
- (3) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、雪のかき込み及び投雪又は融雪作業を行うことができる構造であること。

8 アスファルト・フィニッシャ

道路等の舗装作業を行うことを目的として製作された自動車であって、アスファルト混合物等の敷きならし、締め固め等の作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (2) 道路等の舗装作業を行うため、アスファルト混合物等の蓄積装置、搬送装置、敷きならし装置及び締め固め装置を車体に固定して備えていること。
- (3) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、アスファルト混合物等の蓄積、搬送、敷きならし及び締め固め作業を行うことができる構造であること。

9 タイヤ・ドーザ

整地、開墾、掘削、排土、除雪等の作業を行うことを目的として製作された自動車であって、整地、開墾、掘削、排土、除雪等の作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - ① 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ② 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ③ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 運転者席の向きが作業時において後方へ旋回できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ⑥ かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの。
 - ⑦ 車軸がセンターピボット方式のもの。
- (2) タイヤは、産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 整地、開墾、掘削、排土、除雪等を行うことができる装置を車体に固定したプッシュアームの先に備えていること。
- (4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、作業装置を上下又は前後に作動させることができる構造であること。

10 モータ・スイーパー

道路、通路等の塵芥をブラシ等により清掃する、集塵する等の作業を行うことを目的として製作された自動車であって、清掃、集塵等の作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。

- ① カタピラを有するもの。
 - ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ⑥ 車軸がヨーク回転方式のもの。
 - ⑦ 車軸が脚柱回転方式のもの。
 - ⑧ かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの。
- (2) 道路等の塵芥を清掃することができるブラシ等の作業装置及び塵芥を集塵し収納する設備を車体に固定して備えていること。
- (3) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、道路等の塵芥の集塵作業を行うことができる構造であること。

11 ダンパ

建設・土木工事現場、農地等の軟弱な場所において、土砂、資材、肥料、農産物等の運搬作業を行うこと及び物品積載装置を傾斜させることにより土砂、資材、肥料、農産物等を物品積載装置から下ろす作業を行うことを目的として製作された自動車であって、土砂、資材、肥料、農産物等の運搬作業及び積載物を下ろす作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
- ① カタピラを有するもの。
 - ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
- (2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用、建設車両用若しくは農業機械用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 土砂、資材、肥料、農産物等の運搬作業を行うことができる物品積載装置を有し、かつ、これを傾斜させることにより土砂、資材、肥料、農産物等を物品積載装置から下ろす作業を行うことができる装置を車体に固定して備えていること。
- (4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて物品積載装置を傾斜させることにより土砂、資材、肥料、農産物等を物品積載装置から下ろすことができる機構を有するものであること。ただし、積載物の荷重により物品積載装置を傾斜させることができ、それにより土砂、資材、肥料、農産物等を物品積載装置から下ろすことができる機構を有するものにあつてはこの限りでない。

12 ホイール・ハンマ

路面の破壊作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、路面の破碎、切断、地固め、削岩、パイル打ち等の作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - ① 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ② 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ③ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 運転者席の向きが作業時において後方へ旋回できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ⑥ かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの。
 - ⑦ 車軸がセンターピボット方式のもの。
- (2) タイヤは、産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 路面の破碎、切断、地固め、削岩、パイル打ち等の作業を行うことができるハンマをガイドフレーム等を介して車体に固定して備えていること。
- (4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、路面の破碎、切断、地固め、削岩又はパイル打ち等の作業を行うことができる構造であること。

13 ホイール・ブレーカ

コンクリート、アスファルト、岩石等の削岩、破碎等の作業を行うことを目的として製作された自動車であって、コンクリート、アスファルト、岩石等の削岩、破碎等の作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - ① 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ② 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ③ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 運転者席の向きが作業時において後方へ旋回できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ⑥ かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの。
 - ⑦ 車軸がセンターピボット方式のもの。
- (2) タイヤは、産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) コンクリート、アスファルト、岩石等の削岩、破碎等を行うブレーカ装置を車体に固定して備えていること。
- (4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、コンクリート、アスファルト、岩石等の削岩、破碎等の作業を行うことができる構造であること。

14 フォーク・リフト

荷物の積み下ろし及び運搬作業を行うことを目的として製作された自動車であって、荷物の積み下ろし及び運搬作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。

- ① カタピラを有するもの。
 - ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ⑥ 車軸がセンターピボット方式のもの。
 - ⑦ 車軸がヨーク回転方式のもの。
 - ⑧ 車軸が脚柱回転方式のもの。
- (2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 荷物を取り扱う作業装置及び当該装置を上下させるマストを車体に固定して備えていること。
- (4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、荷物を取り扱う作業装置を上下に作動させることができる構造であること。

15 フォーク・ローダ

木材、原木、パイプ、コイル、コンテナ等をつかむ、抱えること等により積み下ろし等の作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、木材、原木、パイプ、コイル、コンテナ等をつかむ、抱えること等により積み下ろし等の作業を行うことに適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
- ① カタピラを有するもの。
 - ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 運転者席の向きが作業時において後方へ旋回できる構造のもの。
 - ⑥ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ⑦ かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの。
 - ⑧ 車軸がセンターピボット方式のもの。
- (2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 木材、原木、パイプ、コイル、コンテナ等をつかむ、抱えること等ができる作業装置を、車体に固定して取り付けられたリフトアームの先に備えていること。
- (4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、作業装置を上下又は前後に作動させることができる構造であること。

16 ホイール・クレーン

建設、土木資材等のつり上げ、つり下げ、水平移動等の作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、建設、土木資材等のつり上げ、つり下げ、水平移動等の作

業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - ① 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ② 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ③ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
 - ④ かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの。
- (2) タイヤは、産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 建設、土木資材等のつり上げ、つり下げ、水平移動等の作業を行うことができるクレーン装置を車体に固定して備えていること。
- (4) 走行するために用いられる原動機の動力を用いて、当該クレーン装置を作動できる構造であること。
- (5) 走行用の運転者席は作業用と兼用で一つであり、運転者席において当該クレーン装置の制御をすることができる構造であること。

17 ストラドル・キャリア

国際海上コンテナ又は長尺物をつり上げる又は挟み込んで若しくはつかんで持ち上げることにより他の荷物等をまたぎながら運搬、積み下ろし等の作業を行うことを目的として製作された自動車であって、国際海上コンテナ又は長尺物をつり上げる又は挟み込んで若しくはつかんで持ち上げることにより他の荷物をまたぎながら運搬、積み下ろし等の作業を行うのに適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - ① カタピラを有するもの。
 - ② 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
- (2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 国際海上コンテナ又は長尺物をつり上げる又は挟み込んで若しくはつかんで持ち上げるための装置を車体に固定して備えていること。
- (4) 車体に備えた原動機等の動力を用いて、国際海上コンテナ又は長尺物をつり上げる又は挟み込んで若しくはつかんで持ち上げる作業を行うことができる構造であること。

18 ターレット式構内運搬自動車

駅、卸売市場、工場構内等で運搬作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、駅、卸売市場、工場構内等での運搬作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用のもの又はこれに準ずるものであること。
- (2) 荷物を運搬するための物品積載装置を車体に固定して備えていること。
- (3) 車体に備えた原動機及び動力伝達装置が前車輪の懸架装置と一体となって旋回する構造であること。

19 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車に該当すると判断された自動車の車体の形状及びその判断基準

(1) ロード・ヒータ

路面等の切削作業を容易にするための加熱作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、路面等の加熱作業に適する専用の車体を有し、車台が屈折することにより操向する構造のものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- ① 路面等を容易に切削するための加熱装置を車体に固定して備えていること。
- ② 車体に備えた原動機等の動力を用いて、加熱装置を作動させることができる構造であること。

(2) ライン・マーカー

路面等に区画線装置作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、路面等に区画線装置作業に適する専用の車体を有し、車台が屈折することにより操向する構造のものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- ① タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- ② 路面等に区画線を引くことができる塗装装置を車体に固定して備えていること。
- ③ 車体に備えた原動機等の動力を用いて、路面等に区画線を引く作業を行うことができる構造であること。

20 運輸大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車に該当すると判断された自動車の車体の形状及びその判断基準

(1) ブルドーザ

整地、開墾、掘削、排土等の作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、整地、開墾、掘削、排土等の作業に適する専用の車体を有し、左右のカタピラの回転速度の差のみにより操向する構造のカタピラを有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- ① 整地、開墾、掘削、排土等の作業を行うことができる装置を車体に固定したプッシュアームの先に備えていること。
- ② 車体に備えた原動機等の動力を用いて、作業装置を上下又は前後に作動させることができる構造であること。
- ③ 容易にカタピラ以外の走行装置に変更することができない構造であること。

(2) クローラ運搬車

建設・土木工事現場、農地等の軟弱な場所において、土砂、資材、肥料、農産物等

の運搬作業を行うことを目的として製作された自動車であって、土砂、資材、肥料、農産物等の運搬作業に適する専用の車体を有し、左右のカタピラの回転速度の差のみにより操向する構造のカタピラを有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- ① 土砂、資材、肥料、農産物等の運搬作業を行うことができる物品積載装置を車体に固定して備えていること。
- ② 容易にカタピラ以外の走行装置に変更することができない構造であること。

(3) 雪上車

雪上、氷上等での人員の輸送、物資の運搬、圧雪等の作業を行うことを目的として製作された自動車であって、雪上、氷上等での人員の輸送、物資の運搬、圧雪等の作業に適する専用の車体を有し、左右のカタピラの回転速度の差のみにより操向する構造のカタピラを有するものであり、カタピラは容易にカタピラ以外の走行装置に変更することができない構造であること。

21 運輸大臣の指定する特殊な構造を有する自動車として指定された自動車の車体の形状及びその判断基準

(1) 林内作業車

林内で伐採木の集積及び運搬作業を行うことを目的として製作された自動車であって、林内での伐採木の集積及び運搬作業に適する専用の車体を有し、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- ① 構造装置が次のいずれかに該当すること。
 - (a) カタピラを有するもの。
 - (b) 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - (c) 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - (d) 後輪により操向できる構造のもの。
 - (e) 運転者席の向きが作業時において後方へ旋回できる構造のもの。
 - (f) 車台が屈折するもの。
 - (g) 車台が伸縮するもの。
 - (h) かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの。
- ② タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- ③ 林内で伐採木の集積及び運搬作業を行うことができる作業装置を車体に固定して備えていること。
- ④ 車体に備えた原動機等の動力を用いて作業装置を回転させ、又は上下若しくは前後に作動させることができる構造であること。

(2) 原野作業車

原野等の荒れ地、泥濘地等において、人員の輸送又は資材等の運搬作業を行うことを目的として製作された自動車であって、人員の輸送又は資材等の運搬作業に適する専用の車体を有し、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- ① 構造装置が次のいずれかに該当していること。

- (a) カタピラを有するもの。
 - (b) 3つ以上の車軸を有するもの。
 - ② カタピラを有するものにあつては、車台が屈折することにより操向する構造であること。
 - ③ カタピラを有するものにあつては、容易にカタピラ以外の走行装置に変更することができない構造であること。
 - ④ 3つ以上の車軸を有するものにあつては、2つ以上の車軸を左・右独立して制動又は駆動することにより操向できる構造であること。
 - ⑤ タイヤを有するものにあつては、タイヤは産業車両用若しくは建設車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) ホイール・キャリア
- 建設・土木工事現場、農地等の軟弱な場所において、土砂、資材、肥料、農産物等の運搬作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、土砂、資材、肥料、農産物等の運搬作業に適する専用の車体を有し、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。
- ① 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - (a) 車台が屈折することにより操向する構造のもの。
 - (b) 車軸がセンターピボット方式のもの
 - (c) 前後の車台の間に、前後の車台がねじれることにより回転する軸を有するもの。
 - ② タイヤは、産業車両用、建設車両用若しくは農業機械用のもの又はこれらに準ずるものであること。
 - ③ 土砂、資材、肥料、農産物等の運搬作業を行うことができる物品積載装置を車体に固定して備えていること。
- (4) 草刈作業車
- 芝、雑草等の草刈り作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、草刈り作業に適する専用の車体を有し、かつ、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。
- ① 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - (a) カタピラを有するもの。
 - (b) 車台が屈折することにより操向する構造のもの。
 - (c) 車軸がセンターピボット方式のもの。
 - ② タイヤを有するものにあつては、タイヤは農業機械用若しくは産業車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
 - ③ 草刈り作業ができる作業装置を車体に固定して備えていること。
 - ④ 車体に備えた原動機等の動力を用いて、草刈り作業ができる構造であること。
 - ⑤ 走行用の運転者席は作業用と兼用で一つであり、運転者席において当該草刈り作業装置の制御をすることができる構造であること。

22 農耕トラクタ

農地において耕うん作業を行うことを主たる目的として製作された自動車であつて、

耕うん作業に適する専用の車体を有し、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するもの、又は耕うん機にけん引されることを目的として製作された物品積載装置を装着した状態で自動車として認められたものをいう。

(1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。

- ① カタピラを有するもの。
- ② 駆動車輪（全部又は一部）を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
- ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
- ④ 後輪により操向できる構造のもの。
- ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
- ⑥ かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの。

(2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは農業機械用若しくは産業車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。

(3) 車体に耕うん作業機装着装置又は耕うん作業機を備えていること。

(4) 車体にけん引装置を備えていること。ただし、車体に耕うん作業機を備えているものを除く。

(5) 走行するために用いられる原動機の動力を耕うん作業機の動力として取り出すことができる構造であること。

23 農業用薬剤散布車

農地において薬剤散布作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、薬剤散布作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

(1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。

- ① カタピラを有するもの。
- ② 駆動車輪（全部又は一部）を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
- ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
- ④ 後輪により操向できる構造のもの。
- ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。

(2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは農業機械用若しくは産業車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。

(3) 薬剤を積載するタンク、薬剤を散布するためのポンプ、噴霧ノズル等を車体に固定して備えていること。

(4) 走行するために用いられる原動機の動力又は車体に固定して装着された薬剤を散布するための原動機の動力を用いて薬剤散布作業を行うことができる構造であること。

24 刈取脱穀作業車

農地において刈取り又は脱穀作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、刈取り又は脱穀作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

(1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。

- ① カタピラを有するもの。
 - ② 駆動車輪（全部又は一部）を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
- (2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは農業機械用若しくは産業車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 刈取装置又は脱穀装置を車体に固定して備えていること。
- (4) 走行するために用いられる原動機の動力を用いて刈取り又は脱穀作業を行うことができる構造であること。

25 田植機

農地において稲の苗の植え付け又は種まき作業を行うことを目的として製作された自動車であつて、苗の植え付け又は種まき作業に適する専用の車体を有するものであり、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
- ① カタピラを有するもの。
 - ② 駆動車輪（全部又は一部）を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの。
 - ③ 全ての車輪により操向できる構造のもの。
 - ④ 後輪により操向できる構造のもの。
 - ⑤ 車台が屈折することにより操向できる構造のもの。
- (2) タイヤを有するものにあつては、タイヤは農業機械用若しくは産業車両用のもの又はこれらに準ずるものであること。
- (3) 苗の植え付け又は種まきの装置及びその装置により植え付けられる苗又は種を置く場所を車体に固定して備えていること。
- (4) 走行するために用いられる原動機の動力を用いて苗の植え付け又は種まき作業を行うことができる構造であること。

26 ポール・トレーラ

道路運送車両の保安基準第1条第1項第2号の2に規定されている被けん引自動車をいう。